

第1回マージン検討会 議事録

日 時 平成27年11月9日(月) 13:00～15:00

場 所 電力広域的運営推進機関(201会議室)及び各社TV会議室

出席者:

柴田 創 (北陸電力株式会社 電力流通部系統運用チーム チーム統括課長)
中瀬 達也 (関西電力株式会社 給電計画グループチーフマネージャー)
柴田 保 (中国電力株式会社 流通事業本部マネージャー (系統技術グループ))
長谷川 隆 (四国電力株式会社 系統運用部給電グループリーダー)

(TV会議出席者)

阿部 剛 (北海道電力株式会社 工務部広域システムグループ主任) 代理出席
高橋 英人 (東北電力株式会社 電力システム部給電グループ課長)
田中 泰生 (東京電力株式会社 系統運用部系統運用計画グループマネージャー)
山中 芳之 (中部電力株式会社 系統運用部給電企画グループ課長)
河北 倫具 (九州電力株式会社 電力輸送本部給電計画グループ副長) 代理出席

事務局

田村 英夫 (電力広域的運営推進機関 運用部長)
中本 健二 (電力広域的運営推進機関 運用部広域調整グループマネージャー)
吉田 重宏 (電力広域的運営推進機関 運用部広域調整グループ)
小野 健志 (電力広域的運営推進機関 運用部広域調整グループ)
坂本 将臣 (電力広域的運営推進機関 運用部広域調整グループ)
川田 文亮 (電力広域的運営推進機関 運用部広域調整グループ)

配布資料

- (資料1) マージン算出の体制、検討課題及びスケジュールについて
- (資料2) マージン減少(月間空容量算出・公表時)算出方法について
- (資料3) マージン(月間空容量算出・公表時)の単位について

議題1: マージン算出の体制、検討課題及びスケジュール

事務局から資料1の説明後、議論を行った。

3月のマージン公表に向け、課題検討については1月中旬まで、マージン算出については2月中旬までに検討することとした。

[主な議論] ○検討会 ●事務局

- ：検討課題としている「利用登録可能なマージンの設定」について、今後は全ての連系線に設定していくことが前提のような記載となっているが、まずは連系線毎に設定する必要性を検討するステップが必要ではないか。
- ：送配電等業務指針附則に記載の暫定措置が解除されるため、設定することを前提として、どれだけの量を各連系線に設定できるかについて考え方の整理が必要と考えている。基本的には「長期計画で確保するマージン」と「実需給断面まで確保するマージン」の差引き部分が相当するのではないかと考えるが、計画段階では「実需給断面まで確保するマージン」に幅があるため、どのように設定するかが課題になると考えている。
- ：課題検討の開始前に広域機関案を記載している理由は何か。
- ：3月のマージン公表まで時間が限られるため、広域機関案を示した上で議論を進めることが有益と判断した。
- ：「想定する最大ユニットの考え方」については、最大ユニット相当量のマージンを確保しているエリアが対象になると思うが、これについても1月中旬までに考え方を整理していくのか。
- ：本課題については、調整力等に関する委員会でも課題認識されており、最大ユニットをどのように想定してマージン算出すべきかを今後議論して行きたい。
- ：「2月29日までに翌年度以降のマージン決定」とスケジュールに記載されているが、検討会での決定ということか。
- ：3月1日が年間の空容量算出用利用計画の提出締切りであり、それまでにマージン算出を終えておく必要がある。
マージンの決定には理事会の承認が必要であり、2月末の理事会ご承認を考慮すると、検討会は2月中旬までにマージン算出を終えておく必要がある。

議題2：マージン減少（月間空容量算出・公表時）算出方法について

議題3：マージン（月間空容量算出・公表時）の単位について

事務局から資料2、3の説明後、議論を行った。

適用開始にあたっては事務局から各社へ文書通知することとした。（検討会后、文書により通知し、平成28年2月分のマージン算出（平成27年12月18日公表分）から適用開始することとした）

[主な議論] ○検討会 ●事務局

- ：「マージン減少後の供給力不足顕在時の対応フロー」でマージン見直しが不要となった場合に「地内の追加供給力の確保について検討」と記載があるが、この場合エリア供給力はそのままよいのではないか。
- ：地内の予備力が10%以上ある状態であり、供給力不足ではないという判断となるため、あくまで必要に応じ検討するという意味で記載している。
- ：マージン減少算出にあたり、エリアの予備力算出が必要だが、月間需給計画の供給力は算出断面を合わせたデータを託送供給利用事業者から一般送配電事業者へ貰えるようになっているのか。
- ：毎月1日に各事業者からエリアの送電部門に提出される月間需給計画は各々のピーク断面のものが提出される。エリア全体の供給力算出方法は、各エリアの送電部門により異なるのかもしれないが、マージン減少算出にあたっては、毎月25日にエリアの送電部門から広域機関に提出されるエリア全体としての月間需給計画の値を使用して頂きたい。
- ：平成28年度以降、各事業者からエリアの送電部門に提出される月間需給計画は時点を合わせたものにするというルールにならないのか。
- ：送配電等業務指針上は現状と同様、各事業者の最大値を提出頂くことになるものと考えている。
- ：「マージン見直す連系線の空容量に裕度がない場合の対応例」のうち、マージンを全て取戻しできない場合に当たるケース2、4に、その後の電源補修計画の変更等の対応に関する記載がないが、これはマージン見直しの視点での対応例であるためと理解してよいか。
- ：その通り。指針171条2項に基づくマージン見直しが必要と判断した場合であっても連系線の空容量や隣接エリアの状況等によっては、マージンとしては全て取り戻さないこともあるという例である。
- ：議題2の「マージン減少の算出方法」と議題3の「マージンの単位」の内容については広域機関から一般電気事業者への文書による通知を経て適用開始したいと考える。関係箇所との調整も必要であり、文書通知まで少しお時間を頂きたい。
- ：承知した。

以 上